こんにちは 松坂みち子 です

日本共産党市議会議員 松坂みち子の活動報告 ご意見など、ぜひお寄せ下さい。

121 2013.3.24 連絡先 402-1622 >



守るべきものが守れない! 日本を壊すTPP交渉

安倍首相が参加表明したTPP。その交 渉内容は右の21分野にわたる膨大なもので す。関税だけの問題ではありません。

TPP交渉は年内妥結をめざしているた め、新規参入国はすでに合意した条項を交 渉し直すことはできません。しかも、 TP P交渉は秘密交渉で、参加する前にすでに 合意された条項を知ることはできません。 安倍首相は交渉によって「聖域」を確保す ると力説しますが、その保障は全くありま せん。また、秘密交渉の中では、政府がど んな交渉を行っているかさえ国民にはわか りません。

政府自身が農業への打撃・食料自給率の 低下を認めており、また東北の復興途上の 漁業の崩壊を招き、地域の産業を脅かす、 さらに国民皆保険制度の危機や混合診療の 拡大など医療分野での影響も大きく、国民 の暮らしを将来にわたって苦しめるものと なります。

TPP交渉の21分野(交渉内容)

- 1 物品市場アクセス(関税撤廃)
- 2 原産地規制(生産国を判断する基準)
- 3 貿易円滑化(貿易手続きの円滑化)
- 4 衛生植物検疫

(食品安全基準・動物検疫基準)

- 貿易の技術的障害
 - (貿易の技術的障害除去)
- 貿易救済(臨時の輸入制限)
- 7 政府調達(政府・自治体の官公需)
- 8 知的財産(知的財産権保護)
- 9 競争政策(独占・寡占の排除)
- 10 越境サービス貿易 (規制の撤廃)
- 11 商用関係者の移動(規制の撤廃)
- 12 金融サービス (規制の撤廃)
- 13 電気通信サービス (規制の撤廃)
- 14 電子商取引(電子商取引ルール)
- 15 投資(外国投資の保護)
- 16 環境(環境問題の基準)
- 17 労働(雇用・労働のルール)
- 18 制度的事項(協定実施のルール)
- 19 紛争解決(協定実施のルール)
- 20 協力(技術支援・人材育成)
- 21 分野横断的事項

(他分野にまたがる規制緩和) 政府発表資料から作成・ しんぶん赤旗より

私松坂も、JR和歌山駅での宣伝行動に参加しました。

て

た

写

い見の度 念まにす力 また山はぜで うなる ^{す。}い焼実ひ す。の っと がて白 とき際 迫 一力 送が 思をの一



みち子のひとりごと 山焼き

関 の プ 0 ジ 方 の 西 大 を m を 有 か で ¬ 随 草 描 の 見 田 ら 写 生 原き山る川 | 昇る炎は壮観。」とあると、生石高原は「標度が広がり、そのスケーで、夏から秋にかけてると、夏から秋にかけてると、夏から秋にかけてると、生石高原は「標度の保全を目的とし、の川町や紀美野町のホームの保全を目的としたがある。 高さ約10mにまたしたメールをいただきました 潰と ケー ありま 9 ス度 5 スカ 0 キ大 スス高 す ばル 町し のた

こんにちは!

原 やすひさ です



日本の野菜はたった3%。日本の野菜はたった3%。日本ほど開放された食料市場は先進国ではた食料市場は先進国ではたのでも20%です。

高い関税はコメなどわずので幾たび耳にしたことがない。「私を信頼してくだいが、かに残されようとしていた。同じことがない。」と前入自由化を拡大してと前入自由化を拡大してとがない。というセリフ、から、「私を信頼してくだい。」というとしていい。というとしていい。

や砂糖は大打撃を受けます。コメも1俵300 学が迫られます。食料自 一、コメも1俵3000 を本10%台とは、地域 の特産品の生産を除けば、 やがて日本農業は全滅し、 を料は100%輸入に頼ることになるでしょう。 ることになるでしょう。 (参議院和歌山選挙区 予定候補) 市担当課より厚生委員会に、PM2.5について提示がありましたので、お知らせします。

P M2.5の注意喚起について

(1)喚起

午前 5 時、 6 時、 7 時の1時間値の平均が 8 5 μ g / $_{\rm m}$ を超えている場合は、その日の平均値が暫定的指針値 7 0 μ g / $_{\rm m}$ を超える可能性があるという環境省が出した指針に従い、県と連携して注意喚起を行います。

(2)対象

注意喚起は、市内全域を対象とします。

(3)方法

市ホームページへの掲載、防災行政無線等による情報提供、関係機関等への連絡を行います。

(4)内容

次のことを目安とした行動を心がけていた だくようお願いします。

- ・不要不急の外出、屋外の長時間の運動をできるだけ避ける。
- ・外出時はマスクの適切な着用を行う。
- ・屋内の換気や窓の開閉を必要最小限にし、外気の屋内への侵入をできるだけ少なくする。
- ・洗濯物をできるだけ屋 内に干す。
- ・呼吸器系や循環器系に疾患のある方など、高感受性者は体調に応じてより慎重に行動する。



第三章 国民の権利及び義務

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これ を保障する。

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。